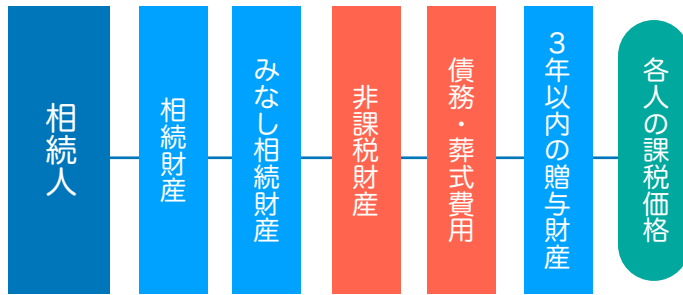
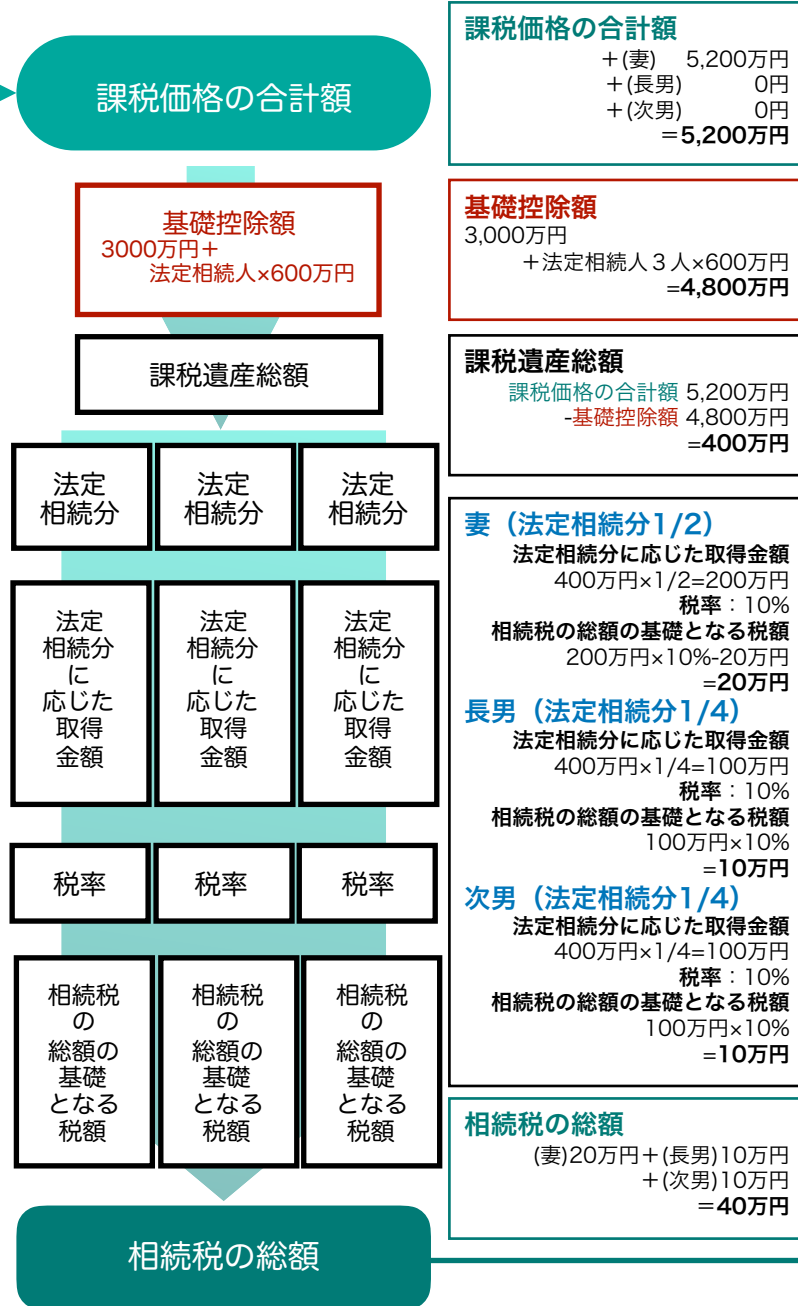


相続税の計算の具体例（妻&子2人:全額妻が相続）

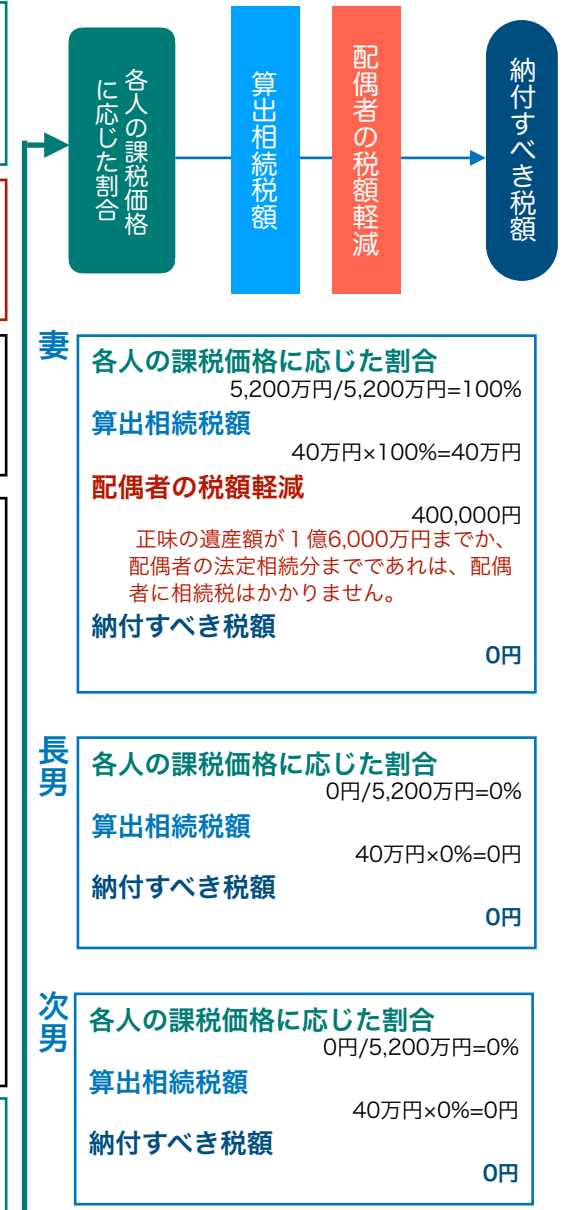
課税価格の計算



相続税の総額の計算



各人毎の納付すべき税額の計算



妻 (70歳)	
相続財産	5,400万円 土地4,000万円 小規模宅地の特例適用 800万円 建物1,200万円 預金2,600万円 株式 800万円
非課税財産	0円 お墓0円 (非課税)
債務・葬式費用	200万円 債務 (未払い医療費) 50万円 葬式費用150万円
妻の課税価格	5,200万円

長男 (45歳・別居・自宅所有)	
相続財産	0円
長男の課税価格	0円

次男 (42歳・別居・自宅所有)	
相続財産	0円
次男の課税価格	0円

課税価格の合計額	
+ (妻)	5,200万円
+ (長男)	0円
+ (次男)	0円
=	5,200万円

基礎控除額	
3,000万円	
+ 法定相続人 3人×600万円	
=	4,800万円

課税遺産総額	
課税価格の合計額 5,200万円	
- 基礎控除額 4,800万円	
=	400万円

妻 (法定相続分 1/2)	
法定相続分に応じた取得金額	400万円×1/2=200万円
税率: 10%	
相続税の総額の基礎となる税額	200万円×10%=20万円
=	20万円

長男 (法定相続分 1/4)	
法定相続分に応じた取得金額	400万円×1/4=100万円
税率: 10%	
相続税の総額の基礎となる税額	100万円×10%=10万円
=	10万円

次男 (法定相続分 1/4)	
法定相続分に応じた取得金額	400万円×1/4=100万円
税率: 10%	
相続税の総額の基礎となる税額	100万円×10%=10万円
=	10万円

相続税の総額	
(妻)20万円 + (長男)10万円	
+ (次男)10万円	
=	40万円

妻	
各人の課税価格に応じた割合	5,200万円/5,200万円=100%
算出相続税額	40万円×100%=40万円
配偶者の税額軽減	400,000円
正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分までであれば、配偶者に相続税はかかりません。	
納付すべき税額	0円

長男	
各人の課税価格に応じた割合	0円/5,200万円=0%
算出相続税額	40万円×0%=0円
納付すべき税額	0円

次男	
各人の課税価格に応じた割合	0円/5,200万円=0%
算出相続税額	40万円×0%=0円
納付すべき税額	0円